令和6年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,114円	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
	(令和6年10月1日)	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,120円 (令和6年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
	(1)410+12/1111/	の業務
鉄 鋼 業	1,120円 (令和6年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方
はん用機械器具製造業、	(1)110-12/1111/	
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業 、 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業 、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金 属 線 製 品 製 造 業 、 船 舶 製 造 修 理 業 、	1,127円	(2)雇入れ後3月未満の 技能習得中の方
船用機関製造業	(令和6年12月1日)	(3)清掃又は片付けの (3)清掃又は片付けの (3)
電子部品・デバイス・電子回路、 電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	1,127円 (令和6年12月1日)	次の業務に主として従事する方 従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
自 動 車・同 附 属 品 製 造 業	1,119円 (令和6年12月1日)	
	(1018011-771-17)	備考
非鉄金属・同合金圧延業、 電 線・ケーブル 製 造 業	1,114円 大阪府最低賃金 (令和6年10月1日)	(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金
自動車小売業	1,114円 大阪府最低賃金	の両方の適用を受ける場合には、 高い方の最低賃金が適用されます。
	(令和6年10月1日)	

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を ご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



Check!

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 社労士等の労務管理の専門家が会社の「働き方改革」や賃金引上げを 無料で支援します!

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは、**大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 **TEL:0120-068-116** 受付:平日9:00~17:00(水曜日のみ18:00まで) Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



2 賃金引上げを支援する制度

◆業務改善助成金 ※中小企業向け

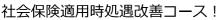
事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する 設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは、**業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



◆キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進 するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



いわゆる年収「106万円の壁」により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金になります。



どの支援が合うか迷ったら、 『大阪働き方改革推進支援・賃金

相談センター』に相談してみてね!



詳しくは、**大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター** 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**

◆その他の賃金引上げ支援制度 <u>※中小企業向け</u>

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで 賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(又は所得税額) から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別利率で融資します。 詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**

(3)中小企業省力化投資補助金

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT・ロボット等の人手 不足解消に効果がある汎用製品の導入を支援します。

詳しくは、中小企業省力化投資補助事業コールセンター TEL:0570-099-660

(4) IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。 詳しくは、**サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター:0570-666-376**





◆賃金引き上げ特設ページ公開中!

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の 支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



